

青森市浪岡不燃物埋め立て処分場の廃止について

1 施設の概要

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 名称 | 青森市浪岡不燃物埋め立て処分場 |
| (2) 所在地 | 青森市浪岡大字吉野田字荷越沢41-494 |
| (3) 供用期間 | 昭和51年6月～平成10年6月 |
| (4) 埋立地面積 | 56,192m ² |
| (5) 埋立容量 | 94,946m ³ |
| (6) 埋め立てた廃棄物の種類 | 不燃ごみ・粗大ごみ等 |
| (7) 埋立方法 | サンドイッチ方式及び投げ込み方式 |



図1 位置図

2 これまでの経緯

(1) 旧浪岡町の対応について

青森市浪岡不燃物埋め立て処分場（以下「当該処分場」という。）は、平成10年3月、当時の厚生省から「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（共同命令^{※1}）の適用はないが、処分基準違反のおそれが高い最終処分場に該当すると示されたことから、同年6月で廃棄物の搬入を停止した。

旧浪岡町においては、廃棄物の搬入停止後、当該処分場の廃止について検討していたものの、平成10年10月以降実施していた水質検査で異常が認められていない状況等から、施設の廃止に必要な追加調査を実施しないまま水質検査のみを継続し、平成17年に旧青森市と合併した。

(2) 適正廃止に向けた適正化対策の実施について

合併後本市では、当該処分場を適正に廃止するため、平成23年度から環境部清掃管理課において施設の状況や周辺環境への影響の有無等について調査を実施し、平成26年2月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の廃止基準^{*2}に準じ、当該処分場の適正廃止に向けた「青森市浪岡不燃物埋め立て処分場廃止基本計画」を策定した。

その後、本計画に基づき、平成27年度から30年までの約4年間にわたって適正化対策を実施した後、同法の手続きに準じて平成31年2月に埋立処分の終了届け^{*3}を環境部廃棄物対策課へ提出した。

表1 適正化対策事業工程表

工 種	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
廃棄物の掘削、埋め戻し	[Progress bar spanning all four years]			
覆土、植生、付帯施設	[Progress bar spanning all four years]			
ダイオキシン類含有廃棄物除去		[Progress bar spanning 28 and 29 years]		
鉛含有廃棄物除去			[Progress bar spanning 29 and 30 years]	

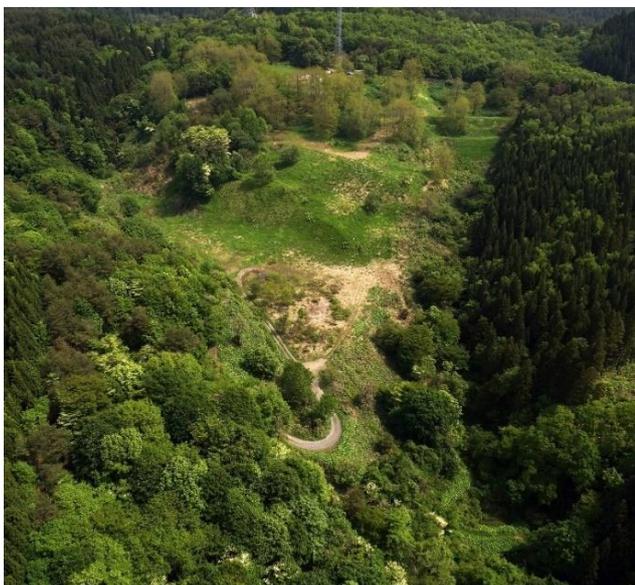


図2 対策前（平成27年）

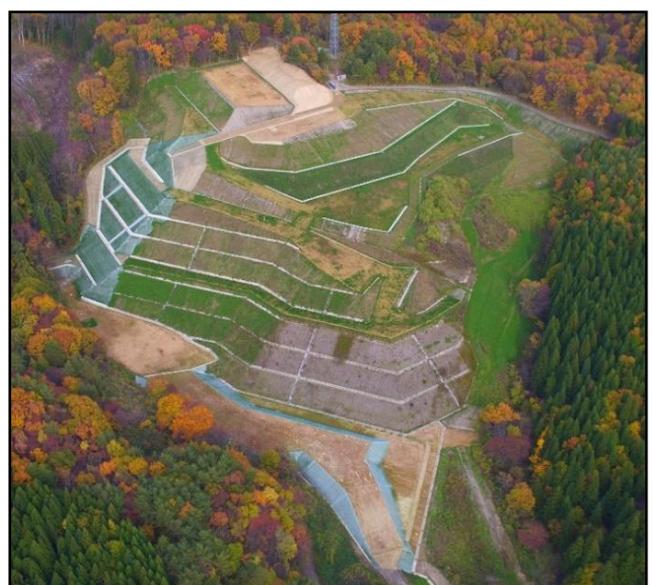


図3 対策後（平成30年）

(3) 適正化対策終了後の2年間のモニタリング調査について（別紙調査結果1～4参照）

本計画に基づき、当該処分場の適正廃止に向け必要とされるモニタリング調査として、同法の廃止基準に準じ、適正化対策終了後から令和2年12月までの約2年間にわたり、地下水等の水質検査、悪臭、発生ガス及び地中温度の調査を定期的実施してきたものであり、いずれの調査結果においても、本処分場に埋め立てた廃棄物が原因となるような数値は認められなかった。

表2 モニタリング調査対象及び調査地点

調査対象		地点数	地点名
水質	地下水	5 地点	B-2, B-2 別, B-3, B-8, B-8 別
	保有水等（放流水）	1 地点	（調整槽出口）
	環境水（沢水）	1 地点	—
悪臭		3 地点	S-1, S-2, S-3
発生ガス及び地中温度		3 地点	G-D1, G-D4, G-15

(4) 当該処分場の廃止について

モニタリング調査結果に異常が認められなかったことから、同法の手続きに準じ、令和3年1月21日、市環境部廃棄物対策課に廃止確認申請を提出し、同年2月10日に同課から当該処分場の廃止確認を受け、当該処分場の廃止手続きが完了した。

3 今後の維持管理について

当該処分場については、当面施設の維持管理を継続すべく、点検用通路の確保及び調整槽の管理を行い、規模の大きな地震や台風等に起因する自然災害が想定されるような場合には、必要に応じて目視等による施設点検を実施していく。

- ※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）」（以下「基準省令」という。）を当時、「共同命令」と称した
- ※2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づく「基準省令」で規定される一般廃棄物最終処分場の廃止基準
- ※3 廃棄物処理法で規定する一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了の届出